

交通バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画の整備状況

地区名：南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区

令和7年3月末現在

主要な経路 路線名	事業内容：歩道の段差解消・勾配修正、 視覚障害者誘導用ブロックの敷設など 事業予定期間：平成22年までに完了			備 考 (※3)
	主要な 経路長 (km)	整備済 延長 (※1) (km)	整備率 (※2) (%)	
1 扇町公園南通線	0.43	0.43	100%	
2 裁判所東筋線	0.69	0.69	100%	
3 大阪高槻京都線	0.53	0.53	100%	
4 北区第8240号線	0.44	0.44	100%	
5 天満橋筋線	0.44	0.44	100%	
6 国道1号				国土交通省により事業実施
7 恵美須南森町線	1.43	1.21	85%	
8 北区第8246号線	0.07	0.07	100%	
9 大阪和泉南線	1.21	1.09	90%	
10 鳥居筋線	0.27	0.27	100%	
11 天神橋天王寺線	0.44	0.44	100%	
12 石切大阪線	1.84	1.84	100%	
13 高麗橋線	0.22	0.22	100%	
14 馬場町線	0.25	0.07	28%	
15 赤川天王寺線	0.28	0.28	100%	
16 大手橋線	0.28	0.28	100%	
17 南北線	0.22	0.22	100%	
18 中之島川口線	0.44	0.44	100%	
19 中之島公園北側線	0.34	0.34	100%	
20 中之島線	1.00	0.80	80%	
21 土佐堀南岸線	0.39	0.39	100%	
22 国道25号	0.80	0.80	100%	国土交通省より移管 (H24. 4. 1)
23 三休橋千日前線	0.10	0.00	0%	
合計	12.11	11.29	93%	

※1 「整備済延長」とは、視覚障害者誘導用ブロックの設置延長としている。

※2 「整備率」とは、「主要な経路長」に対する「整備済延長」の割合を示したものである。

※3 都市計画道路については、歩道設置・歩道拡幅は都市計画道路整備にあわせて実施（整備時期は未定）する。

また、直轄国道については国土交通省管理であるため、国土交通省による事業実施となる。

○ 昨年度から変更した内容は赤字で記載しています。

交通バリアフリー特定事業 整備状況
【南森町・大阪天満宮、天満橋、北浜、淀屋橋地区】

- 1) 扇町公園南通線
- 2) 裁判所東筋線
- 3) 大阪高槻京都線
- 4) 北区第 8240 号線
- 5) 天満橋筋線
- 6) 国道 1 号
- 7) 恵美須南森町線
- 8) 北区第 8246 号線
- 9) 大阪和泉泉南線
- 10) 鳥居筋線
- 11) 天神橋天王寺線
- 12) 石切大阪線
- 13) 高麗橋線
- 14) 馬場町線
- 15) 赤川天王寺線
- 16) 大手橋線
- 17) 南北線
- 18) 中之島川口線
- 19) 中之島公園北側線
- 20) 中之島線
- 21) 土佐堀南岸線
- 22) 国道 25 号
- 23) 三休橋千日前線

※この図面は、大阪市管理の主要な経路について、令和 6 年 3 月末時点の整備状況を示したものです。

凡例	
	重点整備地区
	特定旅客施設 (対象鉄道駅)
	主な施設
	商店街
	主要な経路 (大阪市管理)
	主要な経路 (直轄国道) (国土交通大臣管理)
	視覚障害者誘導用ブロック 整備済み (線誘導)
	視覚障害者誘導用ブロック 整備済み (街角整備)

